

消防局告示 番 号	消防局告示名	公布年月日
消防局告示 第 6 号	さいたま市火災予防規程の一部を改正する告示	令和元年6月10日

さいたま市消防局告示第6号

さいたま市火災予防規程の一部を改正する告示

さいたま市火災予防規程（平成15年さいたま市消防局告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（避雷設備の位置及び構造の指定）</p> <p>第13条 条例第23条第1項に規定する消防長が指定する避雷設備の位置及び構造は、<u>日本産業規格のA4201（建築物等の避雷設備（避雷針））とする。</u></p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">[略]</div> <p>備考</p> <p><u>1</u> [略]</p> <p><u>2</u> [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p>様式第3号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">[略]</div> <p>備考</p> <p><u>1</u> [略]</p> <p><u>2</u> [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p>様式第4号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">[略]</div> <p>備考</p> <p><u>1</u> [略]</p> <p><u>2</u> [略]</p>	<p>（避雷設備の位置及び構造の指定）</p> <p>第13条 条例第23条第1項に規定する消防長が指定する避雷設備の位置及び構造は、<u>日本工業規格のA4201（建築物等の避雷設備（避雷針））とする。</u></p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">[略]</div> <p>備考</p> <p><u>1</u> この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</p> <p><u>2</u> [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p>様式第3号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">[略]</div> <p>備考</p> <p><u>1</u> この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</p> <p><u>2</u> [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p>様式第4号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">[略]</div> <p>備考</p> <p><u>1</u> この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</p> <p><u>2</u> [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p>

3 [略]

様式第10号（第20条関係）
火災予防上必要な業務に関する計画書

[略]

備考

1 [略]

2 [略]

4 [略]

様式第10号（第20条関係）
火災予防上必要な業務に関する計画書

[略]

備考

1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4と
すること。

2 [略]

3 [略]

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。ただし、様式第2号から様式第4号まで及び様式第10号の改正は、公布の日から施行する。